

阪神西部（武庫川流域圏）
地域総合治水推進計画（原案）の概要
素案→原案での主な変更点



兵庫県

4. 総合治水の推進に関する基本的な方針(1/3)

- 4.1.1 河川対策（原案p.4-2）

- (b) 新川流域

- 年超過確率1/20の治水安全度に対応した既存施設を適正に維持管理する。

- (c) 東川流域

- 年超過確率1/20の規模で発生する洪水から人命、資産等を守るため、河川の改修や洪水調節施設の整備、下水道の管渠整備や雨水貯留施設の整備などの総合的な治水対策を行う。

- (d) 洗戎川流域

- 年超過確率1/20の規模で発生する洪水から人命、資産等を守るため、河川の改修や洪水調節施設の整備、下水道の管渠整備や雨水貯留施設の整備などの総合的な治水対策を行う。

- (e) 夕川流域

- 年超過確率1/20の治水安全度に対応した既存施設を適正に維持管理する。

- (f) 堀切川流域

- 年超過確率1/100の治水安全度に対応した既存施設を適正に維持管理する。

変更点)

- ・計画規模の記載方法を、年超過確率1/●に統一

4. 総合治水の推進に関する基本的な方針(2/3)

•4.1.2 下水道対策（原案p.4-4）

下水道対策の推進に関する基本的な方針

BL	関係市	実施主体	基本的な方針
上流域	神戸市	市	・神戸市下水道は、年超過確率1/10規模の降雨に対して浸水が生じないことを目標に雨水幹線の整備を行う。
	三田市	市	・三田市下水道は、年超過確率1/6規模の降雨に対して浸水が生じないことを目標に雨水対策を行う。
	篠山市	市	・篠山市下水道は、年超過確率1/6規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に雨水対策を行う。
中流域	伊丹市	市	・伊丹市下水道は、年超過確率1/6規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に雨水対策を行う。
	宝塚市	市	・宝塚市下水道は、年超過確率1/6規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に雨水対策を行う。
	西宮市	市	・治水安全度の向上：浸水に対する安全度をより向上させるために、年超過確率1/6の規模（47mm/hr）から1/10の規模（55mm/hr）に引き上げた整備に着手する。
下流域	尼崎市	市	・下水道施設は年超過確率1/6規模の降雨対応で概ね完了している。雨水整備水準を年超過確率1/10規模の降雨対応に引き上げた整備を行う。
	芦屋市	市	・市内全域において、年超過確率1/10規模の降雨に対応できる雨水整備を行い、浸水に対して安全・安心な都市を目指す。

変更点)

- ・計画規模の記載方法を、年超過確率1/●に統一

4. 総合治水の推進に関する基本的な方針(3/3)

- 4.4.2 新川、東川、洗戎川、夙川、堀切川、蓬川、芦屋川、宮川流域
(原案p.4-7)

既定計画の目標年次

	計画名称	目標年次
下水道	神戸アクアプラン2015	平成27年度
	西宮市下水道ビジョン	—
	尼崎市下水道中期ビジョン	平成33年度
	芦屋市下水道中期ビジョン	平成32年度
自然・環境	生物多様性配慮指針	—
	ひょうご・人と自然の川づくり	—

変更点)

- ・計画(原案)作成に用いた既定計画の目標年次を追加

6. 流域対策(1/6)

•6.2 防災調整池の設置指導（原案p.6-3）

防災調整池設置指導に関する取り組み一覧

BL	対象市域	実施主体	現在の取り組み	今後の取り組み
全域	流域圏全域	県	・1ha以上の開発に対する防災調整池の設置指導	・総合治水条例施行に伴う、開発者・施設所有者に対する設置・管理の義務付け
上流域	神戸市	市	・0.3ha以上～1ha未満の開発に対する防災調整池の設置指導	・兵庫県と調整中
		県	・1ha以上の開発に対する防災調整池の設置指導	・左記を継続して実施
	三田市	市・県	・県基準に従い、1ha以上の開発に対する防災調整池の設置指導	・左記を継続して実施
	篠山市	市・県	・県基準に従い、1ha以上の開発に対する防災調整池の設置指導	・左記を継続して実施
中流域	宝塚市	市	・0.3ha以上～1ha未満の開発に対する防災調整池の設置指導	・左記を継続して実施
		県	・1ha以上の開発に対する防災調整池の設置指導	・左記を継続して実施
	伊丹市	市	・0.2ha以上～1ha未満の開発に対する雨水貯留施設及び雨水浸透施設の設置指導	・左記を継続して実施
		県	・1ha以上の開発に対する防災調整池の設置指導	・左記を継続して実施
下流域	西宮市	県	・1ha以上の開発に対する防災調整池の設置指導	・左記を継続して実施
	尼崎市	市・県	・県基準に従い、1ha以上の開発に対する防災調整池の設置指導	・左記を継続して実施
	芦屋市	市・県	・県基準に従い、1ha以上の開発に対する防災調整池の設置指導	・左記を継続して実施

変更点)

- ・「武庫川水系河川整備計画」および「総合治水条例」に基づき、県の取組を追加。
- ・市独自基準を有していない各市の取組に、「県基準に従い、1ha以上の開発に対する防災調整池の設置指導」を追加。

6. 流域対策(2/6)

•6.3 学校・公園、ため池等での雨水貯留の取り組み（原案p.6-6）

学校・公園、ため池等での雨水貯留に関する取り組み一覧

BL	対象市域	実施主体	現在の取り組み	今後の取り組み
全域	流域圏 全域	県・市	—	<ul style="list-style-type: none">自らが管理する学校、公園等の公共施設およびため池等を利用した貯留施設の整備に努める。当該貯留施設の整備者と施設管理者とが管理協定を締結する等により適正な管理に努め、将来に渡る維持管理に努める。
中流域	西宮市	市	・H23末時点で、市内公立小・中学校で40箇所のオンサイト貯留施設を整備済み	<ul style="list-style-type: none">都市機能が集積している地区から順次、校庭や公園においてオンサイト貯留施設を整備し、更なる浸水対策を実施する道路・公園・学校などの公共施設に透水性舗装・雨水浸透ます・浸透トレーン等の浸透施設の設置を展開する
下流域	尼崎市	市	・雨水排水能力を超える降雨（超過降雨）に対する対策として、雨水浸透施設の整備を進めている。 —	・更なる雨水浸透施設の整備を進める。 ・校庭貯留施設の整備について検討していく。

変更点)

- 「武庫川総合治水推進計画」に基づき、県の取組を追加。
- 西宮市、尼崎市の取組から浸透施設に関する記載を、「6.5 その他の雨水貯留・浸透の取り組み」に、移動

6. 流域対策(3/6)

- 6.4 水田への雨水貯留（原案p.6-7）
 - ~~雨水の河川への流出を抑制する治水機能はじめ水田の持つ多面的機能の維持、向上が図られるよう、流域住民の理解・協力のうえ、関係機関、農業者との連携のもと水田の保全に努める。~~
 - 水田貯留は、農業者が共同して集落単位で取り組みに参加することが効果的であるため、集落毎に水田貯留について説明や農業被害に対する対応などについての意見交換等を踏まえ、課題解決に向けた取り組み等の検討を行い、理解と協力を得た上で水田貯留に取り組む。
 - ~~特に、伊丹市では生産緑地の追加指定を行い、多面的な活用を図っている。~~

変更点)

- 水田の保全及び生産緑地の追加指定に関する記載を「6.6 農地・森林などの流出抑制機能を有する土地の保全等」に移動。

6. 流域対策(4/6)

•6.5 その他の雨水貯留・浸透の取り組み（原案p.6-9 - 6-10）

その他の雨水貯留・浸透に関する取り組み一覧

BL	対象市域	実施主体	現在の取り組み	今後の取り組み
全域	流域圏全域	県・市	—	・雨水貯留・浸透施設整備の多様な取組が地域全体で広がるよう、その他公共施設での雨水貯留・浸透施設の設置等に取り組む。
中流域	西宮市	市	・道路・公園・学校などの公共施設に透水性舗装・雨水浸透ます・浸透トレンチ等の浸透施設の設置を展開	・今後も継続実施する。
下流域	尼崎市	市	・雨水排水能力を超える降雨（超過降雨）に対する対策として、雨水浸透施設の整備を進めている。	・更なる雨水浸透施設の整備を進める。

変更点)

- ・「武庫川総合治水推進計画」に基づき、県・市の取組を追加。
- ・西宮市、尼崎市の浸透に関する取組を、「6.3 学校・公園、ため池等での雨水貯留の取り組み」から移動

6. 流域対策(5/6)

•6.6 農地・森林などの流出抑制機能を有する土地の保全等（原案p.6-11）

6.6.1 農地などの保全等

- ・雨水の河川への流出を抑制する治水機能はじめ水田の持つ多面的機能の維持、向上が図られるよう、流域住民の理解・協力のうえ、関係機関、農業者との連携のもと水田の保全に努める。
- ・伊丹市では生産緑地の追加指定を行い、多面的な活用を図っている。

6.6.2 森林の保全等

変更点)

- ・流出抑制機能を有する土地の保全を図る施策記載の項目追加を目的として、「6.6 森林の保全等」を「6.6 農地・森林などの流出抑制機能を有する土地の保全等」に変更。
- ・さらに、「6.6.1農地などの保全等」、「6.6.2森林の保全等」に細分化して項目立て。
- ・「6.6.1農地などの保全等」には、「6.4 水田への雨水貯留」から水田保全、生産緑地に関する記載を移動。

6. 流域対策(6/6)

•6.6.2 森林の保全等（原案p.6-13）

森林の保全等に関する取り組み一覧

BL	対象市域	実施主体	現在の取り組み	今後の取り組み
全域	流域圏 全域	県	<ul style="list-style-type: none">保全のみではなく森の回復と再生を目指し、平成14年度から10ヵ年計画で「新ひょうごの森づくり」を進めた。現在では、平成24年度を初年度とする第2期計画（10ヵ年計画）を推進している。	<ul style="list-style-type: none">関係機関、森林所有者、地域住民等と連携し、人工林の間伐などにより健全な森林を育成するための森づくりを進める。急傾斜地にある間伐対象人工林の表土侵食の防止対策や高齢人工林の一部を広葉樹林へ誘導することなどにより、水保全機能の高い災害に強い森づくりを推進していく。保安林・林地開発許可制度の適切な運用により、無秩序な伐採・開発行為の規制等を通じて森林の適正な保全に努める。「県民緑税」を活用し、「災害に強い森づくり」を推進する。引き続き砂防・治山事業等による流木・土砂災害防止対策を進め森の回復と再生を目指す。

変更点)

- 「武庫川総合治水推進計画」等に基づき、県の取組を追加。

7. 減災対策(1/10)

•7.1.2 水害リスクを知るツールの整備（原案p.7-3）

水害を知るツールの整備に関する取り組み一覧

BL	対象市域	実施主体	現在の取り組み	今後の取り組み
全域 流域圏 全域	県・市	県・市	・外水による堤防の決壊や溢水を対象としたハザードマップを作成。	・内水被害の考慮や水害リスク評価に関する全国の事例を参考に、住民が水害リスクを正確に理解でき、分かりやすいハザードマップに改良、強化を図る。
		県	—	・市における地域防災計画の見直しやハザードマップの作成が円滑に行われるよう、財政的・技術的な支援を行う。
		県	・CGハザードマップをHPで公開	・今後も継続して公開する。
		県	—	・県がCGハザードマップで整備してきた映像等の活用方法について検討し、活用する。
上流域	三田市	市	・内水被害を含む浸水実績を記載する方法でハザードマップを作成、配布済みし、市ホームページに公開。 ・出水期前に市広報紙、コミュニティFM出演などを通じて水害リスクについて周知している	

変更点)

・「武庫川総合治水推進計画」、「武庫川水系河川整備基本方針」等に基づき、県および市の取組を追加。

7. 減災対策(2/10)

• 7.1.3 防災の担い手となる人材の育成

• (1) 人材の育成（原案p.7-6）

人材の育成に関する取り組み一覧

BL	対象市域	実施主体	現在の取り組み	今後の取り組み
全域	流域圏 全域	県・市	—	<ul style="list-style-type: none">・行政、住民、NPO等、様々な主体の防災の担い手を育成するため、防災研修を実施する・ひょうご防災リーダー講座等の研修や防災に関する出前講座を実施し、人材の育成に努める
上流域	三田市	市	<ul style="list-style-type: none">・地域版防災マップ、マニュアル作成をさんだ防災リーダーの会に参加を呼び掛け実施し、会員の作成ノウハウの蓄積を図っている。	<ul style="list-style-type: none">・さんだ防災リーダーの会と連携して地域版防災マップ、マニュアル未作成地域への普及を図る。

変更点)

- ・「武庫川総合治水推進計画」、「武庫川水系河川整備基本方針」等に基づき、県および市の取組を追加。

7. 減災対策(3/10)

•7.1.3 防災の担い手となる人材の育成

(2) 研修の充実（原案p.7-8-7-9）

研修の充実に関する取り組み一覧

BL	対象市域	実施主体	現在の取り組み	今後の取り組み
全域	流域圏 全域	県・市		<ul style="list-style-type: none">行政の担当職員も水害リスクを十分認識し、より専門的な知識を身につけるよう研修の充実に努める。地域毎に災害に備えた勉強会を実施し、発災時に備える
中流域			<ul style="list-style-type: none">地域防災計画に基づき、災害時の具体的な行動を示した「災害時職員行動マニュアル」を作成し、災害対応業務のイメージを膨らませるための取組みを行っている。（H22～）震災経験を伝えるため、全市職員を対象とした災対局防災訓練・防災研修の実施。（H22～）人命救助についての基礎知識の修得や実技演習を通じ、実践への備えとする人命救助研修を実施。（H10～）各局危機管理委員会（課長以上）（H21～）を設置し、危機管理にかかる研修を実施。災害時の職員の役割を記した、西宮市職員必携防災カードを全職員に配布（H17～）	<ul style="list-style-type: none">職員向けの図上訓練を適宜実施するなど、毎年課題を抽出し、研修の充実に努める。
下流域	西宮市	市		

変更点)

- 「武庫川総合治水推進計画」に基づき、県および市の取組を追加。
- 西宮市聞き取り調査により、市の取組を追加。

7. 減災対策(4/10)

•7.2.1 避難情報の伝達

(1) 同報無線、移動無線の充実（原案p.7-10）

同報無線、移動無線の充実に関する取り組み一覧

BL	対象市域	実施主体	現在の取り組み	今後の取り組み
全域	流域圏全域	市	—	・住民に避難勧告等に関する情報を迅速に提供するため、同報無線、移動無線の充実を図る。
上流域	三田市	—	・既存の情報伝達システムを整理し、新システム導入も含めた、住民への望ましい情報伝達についての基本構想を検討している。	・基本構想に沿った情報伝達システムを整備する。

(2) 増水警報情報（原案p.7-12）

増水警報情報に関する取り組み一覧

BL	対象市域	実施主体	現在の取り組み	今後の取り組み
全域	流域圏全域	県	・河川内に親水施設を有し、急激に水位上昇が見込まれる河川に大雨洪水注意報、警報の発表と連動して作動する回転灯を設置し、河川利用者への注意喚起を図っている	—

変更点)

・「兵庫県内の総合治水取組事例」等に基づき、県および市の取組を追加。

7. 減災対策(5/10)

•7.2.2 河川情報の伝達（原案p.7-15）

河川情報の伝達に関する取り組み一覧

BL	対象市域	実施主体	現在の取り組み	今後の取り組み
全域	流域圏 全域	県	・武庫川下流部（河口～仁川合流点）において、神戸海洋気象台と共同して洪水予報河川の洪水予報を発表し、TV等のメディアを通じて早期警戒避難を支援している	・洪水時の水位予測等を市へ配信し、水防活動や避難勧告等の発令の支援を図る
			・武庫川洪水時に水位局での3時間後の水位を予測し、これを市町や消防・警察へ配信することで的確な避難勧告等の発令や水防活動を支援（フェニックス防災システム）している。	・継続して信頼性を高めていく必要のあるシステムであるため、実績洪水等を踏まえ、システムの精度向上に取り組む。
			一	・地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信について、国と調整して効率的な導入に努める
上流域	三田市	市	・市地域防災計画及び市水防計画において、水位計毎に水位による避難情報の発令基準を明確にしており、基準に達した場合の避難伝達手段についても計画の中で定めている。	・実績洪水等を踏まえ、マニュアルの精度向上を図る。

変更点)

- ・「武庫川総合治水推進計画」、「兵庫県内の総合治水取組事例」に基づき、県の取組を追加。
- ・三田市聞き取り調査に基づき、市の取組を追加。

7. 減災対策(6/10)

•7.2.3 水防体制の強化（原案p.7-18 - 7-20）

情報共有と防災訓練の実施に関する取り組み一覧

BL	対象市域	実施主体	現在の取り組み	今後の取り組み
全域 流域圏 全域	県		・毎年増水期前に県・市や防災関係機関で構成する「水防連絡会」を実施し、水防に関する相互の情報共有や連携強化に努めている	・今後も継続して実施し連携強化に努める。
				・大規模洪水時における職員の危機管理能力および地域防災力の向上を図ることを目的に実践的な演習を行う。
	市			・県、防災関係機関と連携して防災訓練を実施し、防災体制の強化に務める。
	県・市			・大規模災害を想定した演習を地域住民とともに開催し、発災時の円滑な避難・救援・警戒活動に備える

自主防災組織の結成推進や水防活動への支援に関する取り組み一覧

BL	対象市域	実施主体	現在の取り組み	今後の取り組み
上流域	三田市	市	・自主防災組織未結成自治会等への結成推進を実施(H23実績、3組織発足)	・今後も継続して左記の取り組みを行う。

変更点)

・「武庫川総合治水推進計画」等に基づき、県および市の取組を追加。

7. 減災対策(7/10)

•7.3.1 自助の取組の推進

(1) ハザードマップの一層の利活用と住民の知識の啓発（原案p.7-22）

ハザードマップの一層の利活用と住民の知識の啓発に関する取り組み一覧

BL	対象市域	実施主体	現在の取り組み	今後の取り組み
全域	流域圏 全域	市	—	<ul style="list-style-type: none">・作成したハザードマップ等のより一層の利活用を図り、住民が被害にあわないために必要な知識の啓発に努める。・避難中の被災を避けるため、上層階へ避難することなども選択肢として提示する
			—	<ul style="list-style-type: none">・「手づくりハザードマップ」の導入を推進する。

(2) 各種防災情報の入手方法の啓発（原案p.7-24）

各種防災情報の入手方法の啓発に関する取り組み一覧

BL	対象市域	実施主体	現在の取り組み	今後の取り組み
全域	流域圏 全域	県	<ul style="list-style-type: none">・携帯電話のメール機能、ホームページ機能を利用して、住民に直接、気象情報や避難情報等を届ける「ひょうご防災ネット」を提供している。	<ul style="list-style-type: none">・各種防災情報の入手方法の啓発に努める。

変更点)

- ・「武庫川総合治水推進計画」等に基づき、県及び市の取組を追加。

7. 減災対策(8/10)

・7.3.2 共助の取組の推進（原案p.7-25 - 7-26）

共助の取り組みに関する取り組み一覧

BL	対象市域	実施主体	現在の取り組み	今後の取り組み
全域	流域圏全域	市	—	・作成したハザードマップ等を活用し、水害発生時に災害時要援護者が円滑に避難できるよう、地区内で住民同士が助けあう取組の推進に努める。
上流域	三田市	市	・災害時要援護者台帳を作成し、地域で要援護者の避難支援を行える体制づくりの構築に向けて取り組んでいる。	・災害時要援護者へのダイレクトメールや民生委員への支援を得て、登録促進を図る。
中下流域	西宮市	市	・通常の訓練において、要援護者の避難支援を取り入れた訓練の実施。 ・災害時要援護者の避難支援の具体的な取組みを進めため、モデル地区を3地区定め、要援護者とサポーターの名簿づくりなど取組の課題について、検証中。	

変更点)

- ・「武庫川総合治水推進計画」に基づき、市の取組を追加。
- ・三田市、西宮市聞き取り調査に基づき、市の取組を追加。

7. 減災対策(9/10)

•7.3.3 公助の取組の推進

(1) 民間事業者との協定締結（原案p.7-27 - 7-29）

民間事業者との協定締結に関する取り組み一覧 (1/2)

BL	対象市域	実施主体	現在の取り組み	今後の取り組み
全域	流域圏 全域	県	—	・住民の避難判断の助けとなるような防災情報の提供体制の充実に努める。
		市	—	・隣接市間で避難情報を共有するとともに、水害時に隣接市の避難所を相互活用することについて検討を進める。
	各市	市	・災害時に避難所などで使えるダンボール製のベッドを供給する協定を段ボールメーカーと締結(H24) ・福祉避難所の設置運営に関する協定を、地元の特別養護老人ホーム等と締結(H23)	

変更点)

- ・「武庫川総合治水推進計画」に基づき、県および市の取組を追加。
- ・避難所の設置運営に関する各市の取組を削除。(避難完了後の取組のため)

7. 減災対策(10/10)

•7.3.3 公助の取組の推進

•(2) 広域的な避難を含めた避難先の指定等（原案p.7-30 - 7-31）

広域的な避難を含めた避難先の指定等に関する取り組み一覧

BL	対象市域	実施主体	現在の取り組み	今後の取り組み
上流域	神戸市		・指定収容避難所について、広報紙KOBEL防災特別号で市民に周知を図るとともに避難所入り口に看板を設置している。	—
中・下流域	関係市	市	—	・避難経路等を屋外に表示し、住民や外来者に周知することについても、その有効性や実現可能性を見極めた上で具体化を検討する。
	西宮市	市	・避難所の表示看板設置（災害の種類に対応した表示）をするとともに、標高表示板を設置について今年度以降実施し、避難にかかる啓発を進める。	・近隣市町のみならず、広域的な市町村間との相互応援に関する協定の締結を進める。
下流域	兵庫県	県・関係市町	・平成24年度中に広域避難について、県が事務局となり、関係市町をメンバーとして、大規模災害発生時の市町間を越えた被災者等の一時的・長期的な避難の受入にかかる課題を整理し、広域避難計画をとりまとめたための研究会を設置する予定	・近隣市町のみならず、広域的な市町村間との相互応援体制の確立、また、府県境を超えての相互応援体制の整備を検討する必要がある。

変更点)

- ・記載内容充実のため、項目タイトルを「広域避難場所及び避難路等の指定」から「広域的な避難を含めた避難先の指定等」に変更。
- ・「武庫川総合治水推進計画」に基づき、市の取組を追加。
- ・西宮市聞き取り調査により、市の取組を追加。
- ・県が事務局として実施している、西宮市、尼崎市、芦屋市を対象とした「広域避難計画取りまとめのための研究会設置」を各市の取組から県の取組へ移動。

8. 環境の保全と創造への配慮

- 8.1.4 河川利用人と河川の豊かなふれあいの確保（原案p.8-5）
- 河川区域内への不法投棄が、浮きゴミによるポンプの目詰まりなど、洪水時の河川管理施設の治水機能低下を招く懼れがあることから、河川管理施設の機能維持の重要性とゴミの発生源対策について住民意識の啓発を図る。

変更点)

- ・第一回協議会での指摘事項より、「河川管理施設の機能維持の重要性とゴミの発生源対策に対する住民意識の啓発」に関する記載を追記。